

## 1. 住民負担に関すること

令和 8 年 1 月 23 日更新

質問・意見	市の考え方
<b>1-1 負担金の方針について</b>	
① 熊本市では個人負担なし、同意率 80%としてようやく着工できた。富山市でも先日個人負担なしの方針となった。なぜ新潟市では同じ対応ができないのか。熊本や金沢のように負担金はゼロにしていきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内には液状化しやすい土地が多く存在しています。そのような中、当該地区のみ対策工事を実施するため、公平性の観点から費用負担をお願いしています。</li> <li>➤ そのため、負担金をいただく以上は、100%同意が必要なものと考えています。</li> <li>➤ 住民負担が無い都市もありますが、これらの都市においては、復興基金を活用した事業となっています。本市でも、国へ要望は行っていますが、被害状況等を総合的に勘案し決定されるものであり、現在のところ基金の創設には至っていません。</li> </ul>
② さまざまなものが今後の検討で変わる可能性があるということだが、負担金の額についても変わる可能性があるということか。物価高で今後負担金が増えることはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現時点で負担金額が変わる可能性はありません。</li> <li>➤ また、物価変動などにより、負担金額が変わることもありません。</li> </ul>
③ 「受益と負担の公平性」を謳っているが、公道に囲まれていない家も地震で多数被害を受けているし、収入によって負担金の有無が変わったりすることが公平だとは思えない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業は、道路や下水道などの公共施設と宅地を対象に一体的な液状化対象を行うものであるため、公道で囲まれていない街区については事業を実施することができません。</li> <li>➤ また、事業対象エリアの中でも、公道に囲まれていて事業が実施できる街区と、公道に囲まれず事業が実施できない街区が実際存在していることから、不公平が生じることとなります。さらに負担をゼロとした場合には、その不公平感はさらに高まるものと考えられます。</li> <li>➤ そのため、事業を実施するエリアの土地所有者の方に負担金をお願いしたいというのが本市の基本的な考え方となります。</li> <li>➤ 減免制度については、事業実施には賛同するものの、経済的な理由などで負担金の支払うだけの資力がないことで、同意できないという状況を避けるために、収入が一定基準に満たない方を減免の対象としています。</li> </ul>
④ 土地の広さによって負担額が大きく変わることにどう考えているか教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 宅地として利用可能な土地については、その面積に応じてご負担をいただきます。</li> </ul>
⑤ 30年分の維持管理費であれば、30年分割で支払えばいいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 負担金は、集水管の耐用年数である30年間の維持管理費の試算をその算定根拠の基礎としていますが、毎年の使用料ではなく事業実施のための負担金であることから、一括払いが原則となります。</li> <li>➤ ただし、金額が大きくなる方もいることから、個人の状況に応じた支払計画が立てられるよう8年までの分割払いが可能な制度としています。</li> </ul>
<b>1-2 負担金の対象者について</b>	
① 売買等で土地所有者が途中で変更となった場合はどうなるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市が負担金を請求するのは、同意した時点の土地所有者となります。</li> <li>➤ なお、同意後に土地所有者を変更する場合の対応は、引き続き同意時の所有者が負担するか、新たな所有者にご負担いただくかは、当事者同士の相談によるものと考えます。</li> </ul>
② 負担金を支払う人が急に亡くなった場合、支払義務は相続人に引き継がれるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同意書の中で同意に関する権利と義務が引き継がれるよう規定することを検討しています。</li> </ul>
③ アパートや借家の場合、負担金の支払いは住人か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 土地所有者からお支払いいただきます。</li> </ul>

1-3 減免対象について	
① なぜ市民税を基準に減免を判断しているのか。所得がなくても資産を持っている人もいる。3年～5年前までさかのぼって平均をとるなど、再検討すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 負担金の制度設計にあたっては、様々なケースを検討し、皆さまにとって、最も分かりやすい形となるようにしました。</li> <li>➤ ご指摘の3年前からの平均などによって算定する場合については、減免対象に該当するかどうかをご自身で判断することが困難だと考えており、再検討することはありません。</li> </ul>
② 年金受給者は、全額免除者に該当するか。例えば、夫婦で住んでいて、共に年金受給者であれば、二人とも該当するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 家族構成や年齢によって控除額が異なるため、必ずしも減免対象に該当するとは言いきれませんが、基礎年金（国民年金）のみの世帯であれば、該当するケースが多いと考えています。</li> <li>➤ なお、減免対象は、世帯員のそれぞれが「生活保護世帯」、「市民税非課税世帯」、「市民税均等割のみ課税世帯」のいずれかに該当する必要があります。</li> </ul>
③ 負担金を5,250円一括ではなく、収入に応じて段階的な減免などができないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収入に応じた減免制度は、正確な収入情報の把握が必要となるため、申告や審査作業に時間を要するほか、同じ受益を受けていても負担額に大きな差が生じることから、減免対象外の方からは、同じ基準でご負担をお願いするものです。</li> </ul>
1-4 負担金の算定期間について	
① 同意の時点では減免対象であったとしても、後から世帯の収入状況が変わった場合、負担金を追徴されるようなことはあるのか。逆に負担金を一括で支払った後に、減免対象となることはあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 負担金は、工事が完了し、施設の供用を開始する年度から支払いが始まるため、減免対象となるかどうかは、供用を開始する前年の収入によって判断することになります。</li> <li>➤ なお、その後に収入が増加する場合であっても、減免対象者に追加で負担金を収めていただくことはありません。また、収入が減少したとしても新たに減免が適用されることもありません。</li> </ul>
② 負担金は維持管理費を基にしているという説明であった。維持管理費は施設の運用中かかると続けるものという認識だが、初めに負担金として支払えばそれ以降は支払わなくていいのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業は、集水管の耐用年数である30年を基準として維持管理費を算出し、負担金算定の基礎としています。</li> <li>➤ なお、負担金は維持管理費の実費ではないため、支払い以後に再度費用がかかることはありません。</li> </ul>
③ 物価上昇などによって維持管理費が上昇した場合、差額の請求などは発生しないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発生しません。</li> </ul>
1-5 負担金の支払について	
① 負担金は原則一括か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 分割も選択可能です。分割の場合であっても、金利や手数料は発生しません。</li> </ul>
② アパートや借家の場合、負担金の支払いは住人か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 土地所有者からお支払いいただきます。</li> </ul>

## 2. 意向確認・同意確認に関すること

質問・意見	市の考え方
<b>2-1 意向アンケートの時期について</b>	
① 意向確認アンケートは、どのタイミングで実施するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自治会単位の説明会などを通じて、一定程度の理解が進んだタイミングで実施することを想定しています。</li> <li>➤ 具体的な時期は、地域と相談し決定しますので、地域ごとに異なります。</li> </ul>
<b>2-2 意向確認・同意確認の範囲について</b>	
① 同意確認の範囲には、空き家、駐車場、工場などの土地所有者も含まれるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同意確認は、全ての土地の所有者が対象となります。</li> <li>➤ なお、空地・空き家・商業施設・工場などの土地所有者については、市が所有者調査を行い、必要に応じて事業内容を説明したいと考えています。</li> </ul>
<b>2-3 意向確認アンケートの結果について</b>	
① 意向確認の結果を住民は知ることができるか。事業に同意しなかった人は公表されるのか。地元として頑張れば実施ができそうなのか、全く見込みがないのかを判断したい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 意向確認を実施する範囲については、地域と相談した上で決定します。</li> <li>➤ 意向確認は市が実施し、結果については、個人が特定されない範囲での公表を予定しています。また、「事業を実施しなくてよい」という意見があった場合は、その理由についてお示ししたいと考えています。</li> </ul>
② 「実施しなくてもいい」という意向の方に対して、市はどのように対応していくのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 意向確認アンケートで同意しない理由を確認し、その理由に対して個別に対応していきたいと考えています。しかし、土地は個人の財産であるため、説明は尽くしますが、説得を行うことはできません。</li> </ul>
<b>2-4 同意確認の手法について</b>	
① 土地所有者が高齢などの理由で判断できない場合は、誰が同意の判断をするのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法律的な観点を含めて検討中です。</li> </ul>
<b>2-5 同意率について</b>	
① 100%同意は無理ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 負担金をいただく以上、100%同意は必要なものと考えています。</li> <li>➤ 意向確認アンケートで明確な反対意見がなければ次のステップに進みますが、最終的な事業実施にはエリア内の土地所有者全員の同意が必要となります。</li> </ul>

### 3. 工事に関すること

質問・意見	市の考え方
<b>3-1 工期について</b>	
① 工事の開始と終了はいつになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業の実施には、土地所有者の同意が必須となるため、街区ごとに工事の開始時期は異なります。</li> <li>➤ 仮に、土地所有者の同意などが順調に進んだ場合、工事着手は最速で令和 10 年頃になると想定しています。</li> <li>➤ また、工事期間は、街区の規模や工事内容などにより異なりますが、1～2 年程度の時間が必要になるものと見込んでいます。</li> </ul>
② 実際の事業スケジュールはどのように考えているか。同意のタイミングと事業実施のタイミングがずれることで、収入状況なども変わるため、同意の判断には、事業の実施スケジュールも重要な情報だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 最も順調に進んだ地域では、最速で令和 10 年頃の工事着手になると考えています。</li> <li>➤ なお、負担金の支払い時期は、施設の供用開始後となるため、工事期間を含めると、同意確認から 2～3 年後になるものと想定しています。</li> </ul>
③ 街区ごとに工事の完成時期は異なるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当該事業を実施するには、土地所有者の同意が必要となるため、街区ごとに工事の開始及び完成時期は異なるものと考えています。</li> </ul>
④ 事業全体の期限は決まっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現時点では、期限は定めていません。</li> <li>➤ 将来的にはどこかで区切る必要がありますが、少なくとも数年で終了するものではないと考えています。</li> </ul>
<b>3-2 工事手法について</b>	
① 排水用のポンプは、どれくらいの深さに設置するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在の地下水位を地表面から 3m 以上上げる必要があるため、集水管の位置は地表面からマイナス 4～5m に布設することになります。</li> <li>➤ そのため、地下水を汲み上げる排水ポンプは、同程度またはそれ以上の深さに設置することになります。</li> </ul>
② 鋼矢板の設置は必須か。メンテナンスが必要なのにお金をかけてまで鋼矢板を設置する必要があるか。既にインフラ施設が埋設されているなかで、物理的に設置は難しいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 鋼矢板を設置する理由は、本事業が道路や公園など不特定多数が利用する施設を整備する一般的な公共事業とは異なり、施工対象となる街区を鋼矢板で囲み、他の街区と遮断することで、その街区内のみで整備効果を発現するためです。</li> <li>➤ なお、鋼矢板を設置する際は、既存の水道、ガス、下水道などのインフラ施設の引込管を一時的に動かして施工する必要があると考えています。</li> <li>➤ そのため、詳細な設計を行う中で最適な施工方法を検討していきます。</li> </ul>
③ 矢板を入れる位置は具体的に決まっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後、詳細な設計を行う中で決定しますが、道路などの公共の用地へ設置する予定です。</li> <li>➤ 皆さまには、工事を施工する前の工事説明会などで具体的に説明いたします。</li> </ul>
④ 地下水位低下工法の採用理由は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地盤工学の有識者から構成される「新潟市宅地等耐震化対応・対策検討会議」において、本市の地質に適した液状化対策工法を検討していただき、国のガイドラインにも示されている「地下水位低下工法」が最も有効な対策工法であるとし、選定しました。</li> </ul>
⑤ 地下水位低下工法は、他の自治体でも採用実績があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 熊本市、千葉・茨城県内の自治体、県内では柏崎市での施工実績があります。</li> <li>➤ 能登半島地震で液状化現象が発生し、被害があった石川・富山県内の自治体においても地下水位低下工法で検討を進めていると聞いています。</li> </ul>
⑥ 自然流下できない理由は。柏崎とは何が違うのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 柏崎市で対策工事を実施した地区は、高台に位置しており、地下水の排水先となる河川が低地に位置していたため、自然排水が可能でした。</li> <li>➤ 一方、本市は市域の大部分が平地であるほか、海拔ゼロメートル地帯も存在しているため、自然排水は困難であると考えています。</li> </ul>

3-2 工事手法について (つづき)	
⑦ 地下水を排水するためのポンプはどこに設置するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地下水を流末まで送水するポンプについては、公道内に設置するマンホールの中に設置する予定です。</li> <li>➤ なお、排水施設は可能な限り、既存施設を利用したいと考えていますが、既存施設だけで対応できない場合については、新たに排水施設を設置する必要があると考えています。</li> </ul>
3-3 工事による影響について	
① 対象範囲を矢板で囲んだことによって、その外側の地下水位が上がるなど、周辺地域への悪影響はないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後、「新潟市宅地等耐震化対応・対策検討会議」にもご意見を伺いながら、実施予定の試験施工の結果などにに基づき、悪影響が生じない施工方法を検討していきます。</li> </ul>
② 地下水位を下げた場合、地盤沈下はどの程度発生するのか。生活する上で支障はないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地質調査の結果から、現状では最大1cm程度の地盤沈下に収まると想定しています。</li> <li>➤ また、地盤沈下は均等沈下となる想定結果であるため、建物などの被害は生じにくいものと考えています。</li> <li>➤ 今後、現地で実際に地下水位を低下させる試験施工を実施し、「新潟市宅地等耐震化対応・対策検討会議」にもご意見を伺いながら、対策工事による地盤地下などの影響について詳しく調査します。</li> <li>➤ 工事を実施する際には、周辺の建築物に被害が生じない工法を選定しますが、万が一建築物に変状が生じた場合に適切な対応が図れるよう、工事に先立ち工事沿線の建築物の現況調査を行います。</li> <li>➤ なお、工事施工後に建築物の事後調査は行いませんので、建築物の変状に気が付かれた場合は、速やかに申し出ください。</li> </ul>
③ 排水用のポンプは、騒音問題などないのか。ポンプは一日中稼働するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 排水ポンプは、新たに整備するマンホールの中に設置することを想定しています。</li> <li>➤ マンホールの中に設置されているポンプは市内の様々な道路に存在していますが、これまで騒音が問題となった事例などはありません。</li> <li>➤ マンホールポンプは地下水位に連動して稼働する仕組みであるため、雨天時は地下水位が上昇し、目標とする水位に下がるまで稼働しますが、晴天時は地下水位が安定するため、稼働時間は短くなると想定しています。</li> </ul>
④ 立木枯れの可能性もあるとのことだが、農地における農作物への影響も考えられるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業を実施することで地下水位が下がるため、水やりの頻度などは増やしていただく可能性があります。</li> </ul>
⑤ 街区単位ではなく、エリア全体で事業実施できる状態にならないと、十分な対策効果が得られないのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業は、土地所有者の同意が必要となるため、同意を得られない街区では事業を実施することはできません。</li> <li>➤ そのため、事業実施の最小単位となる街区での施工となることが想定されます。</li> </ul>

3-4 試験施工について	
① 試験施工の具体的な場所は。また、その結果は教えてもらえるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 試験施工は、3 地区それぞれ最低1 箇所を実施することを想定しています。</li> <li>➤ 試験施工場所は、公共施設である公園や学校などを想定していますが、現時点で未定です。</li> <li>➤ また、試験施工の具体的な内容については、今後、地盤工学の有識者から構成される「新潟市宅地等耐震化対応・対策検討会議」に意見を伺いながら決定したいと考えています。</li> <li>➤ なお、試験施工の実施にあたっては、現場見学会を開催いたしますので、対策工法の内容についてさらに理解を深めてもらえればと考えています。また、試験施工の結果については、改めて皆さまにご説明させていただきます。</li> </ul>
② 試験施工は、いつからどのくらいの期間行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 令和 8 年度からの開始を予定しており、地下水位低下量や地盤の変異を、半年から 1 年程度観測を行いたいと考えています。</li> </ul>
③ 技術的に傾斜地での地下水位低下工法はできるものなのか。工法の実施例はあるのか。試験施工はどこを対象として実施するのか。時期等は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 能登半島地震では、石川県金沢市、内灘町、かほく市においても、傾斜地で液状化現象が発生しています。</li> <li>➤ 現時点では、金沢市が先行して試験施工を実施しており、本格的な工事着手は令和 7 年度末からと聞いています。また、他都市での試験施工の面積規模は、1,500 ㎡（約 450 坪）以上の土地で実施されており、本市においても同等規模で実施したいと考えています。</li> <li>➤ 現時点では、令和 8 年度中に 3 地区それぞれ最低 1 箇所を実施したいと考えています。詳細が決定しましたら皆さまにお知らせします。</li> </ul>
④ モデルケースではなく、地域の特性を捉えて試験施工をしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域特性も考慮しつつ、平地のみではなく、斜面地などでの試験施工の実施も検討しています。</li> </ul>
⑤ 試験施工は、どのタイミングで行うのか。その期間は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 試験施工は令和 8 年度中に実施する予定としており、試験期間は 1 年程度を考えています。</li> </ul>
⑥ 試験施工を行わない自治会もあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 試験施工を実施するには、最低でも 1,500 ㎡（約 450 坪）の用地が必要となることから、自治会単位ではなく、地区単位（寺尾周辺地区、黒埼地区、天野地区）での実施を予定しています。</li> <li>➤ 現時点では、令和 8 年度中に 3 地区それぞれ最低 1 箇所を実施したいと考えています。詳細が決定しましたら皆さまにお知らせします。</li> </ul>
⑦ 試験施工で、ゆっくり地下水を抜いていくとのことだが影響は出ないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 他都市の事例では、影響はほぼ無かったと聞いています。</li> <li>➤ 万が一、何らかの影響が発生した場合は、その時点で検証を行い、影響が生じないような対応を検討していくことになります。</li> </ul>

3-5 対策の効果について	
① 側方流動が起きた傾斜地では、小さな範囲で対策を実施しても、十分な効果が得られないのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同様な被害を受けている他都市の知見を得ながら、試験施工や概略設計を通じて効果的な集水管の配置を検討したいと考えています。</li> <li>➤ 当該事業は、土地所有者の同意が必要となるため、エリア全体で事業実施ができない場合もあります。</li> <li>➤ そのため、事業実施の最小単位となる街区での施工となることにご理解願います。</li> <li>➤ また、現在お示している対策検討範囲は原則的なものであり、範囲外も含めて対策を実施しないと効果が表れない場合も含め検討していきます。</li> </ul>
② どの程度の地震に対して液状化現象の防止効果が期待できるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地下水位低下工法を実施した都市において、同程度の地震が発生した事例がないため、実際の効果は未知数の部分もありますが、専門家から効果があると意見をいただいています。</li> </ul>
③ 30年以降は設備更新を考えていないということだが、30年を過ぎた後はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 集水管の耐用年数は30年とされていますが、長期間利用できるよう維持管理を行い、30年を経過しても使用可能な状態であればそのまま使い続けたいと考えています。なお、その際に追加で負担金をいただくことはありません。</li> <li>➤ なお、集水管は、下水道管のように管の中から修繕することができないほか、埋設位置が深いため、同じ位置にもう一度布設替えすることは現在の技術では困難です。</li> <li>➤ そのため、皆さまが家屋などを建て替える際に個人で液状化対策を実施していただきたいと考えています。</li> </ul>
④ 事業が終了し、地下水のくみ上げをやめると水位は元の状態に戻るのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地下水位は徐々に上がってくると思われます。</li> </ul>
⑤ どの程度の地震まで液状化現象を防止できるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今回の市内震度が5強であったため、同程度の地震が発生した場合を想定し、液状化現象が抑制できるよう設計しています。</li> </ul>
⑥ 住宅の建替えをした人も多い。建替え時に、地盤改良、杭打ちなどで、個人的対策を既に行った人は同意しないことが想定されるのでは。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 個人で費用をかけて液状化防止対策をした方がいることは承知していますが、敷地全体に対策を実施したという人は少ないと思われます。</li> <li>➤ 本事業は、面的に液状化現象を抑制することを目的としていることから、対策を実施することで、地域全体で安全性がさらに向上するものと考えています。</li> </ul>
3-6 補償について	
① 対策工事によって家屋や駐車場などに被害があった場合、補償はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 工事を実施する際には、周辺の建築物に被害が生じない工法を選定しますが、万が一にも建築物に変状が生じた場合に適切な対応が図れるよう、工事に先立ち工事沿線の建築物の現況調査を行わせていただきます。</li> <li>➤ 工事施工後に建築物の事後調査は行いませんので、建築物の変状に気が付かれた場合は、速やかに申し出ください。</li> <li>➤ なお、熊本市でも同様の対策工事を行いました。地盤沈下を起因とする家屋被害などが発生したという話は聞いていませんが、工事実施中の振動などによる家屋被害などは想定されます。</li> </ul>
② 補償について、工事を行う前に書面等で補償に関する契約をするのか。何かあれば補償されるという確証（契約書など）がないと、事業を実施することに不安が残る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 補償に関しては、通常の公共事業と同様の補償を考えており、事前に書面で契約を結ぶことは想定していません。</li> </ul>

## 4. その他

質問・意見	市の考え方
<b>4-1 対策検討範囲について</b>	
① 自治会内でも被害が出ているにもかかわらず、公道に囲まれていないことを理由に、検討対象範囲に含まれていない家が多くある。公道に囲まれているかどうかではなく、科学的な根拠を持って範囲を設定するべきと考えるかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在の対策検討範囲は、液状化現象による宅地被害を抑制するため、道路などの公共施設と宅地を一体的に液状化対策が実施できる地下水位低下工法を採用しています。</li> <li>➤ この工法は、鋼矢板の打設や集水管の設置が必要となることから、これらの施設が設置することができる公道に囲まれている宅地を条件として設定しています。</li> <li>➤ 今後、試験施工や概略設計で検討を進めていく中で、街区を集水管で囲まなくても対策効果を発現できるかを検討するとともに、街区が大きく公道内に設置するだけでは対策効果が発現できない場合についても検討していきたいと考えています。</li> </ul>
② 大きな被害があった範囲が対象とならず、被害がなかったような範囲が対象に含まれているなど、対策検討範囲がなぜこのような形になっているのかわからない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業は、道路や下水道などの公共施設と宅地を対象に一体的な液状化対象を行うものであるため、公道で囲まれていない街区については事業を実施することができません。</li> <li>➤ そのため、宅地に液状化被害があったこと、道路や下水道に被害があったこと、両方の条件を満たす範囲を公道で囲むように設定しています。</li> </ul>
<b>4-2 街区の範囲について</b>	
① 用水路があるため、公道に囲まれるという条件に該当せず実施が難しいのでは。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在、お示している街区は、公道で囲まれた範囲を基本としています。</li> <li>➤ 今後、用水路など公共的に利用されている施設について、実際に街区として区切ることができるかは、地域の意向や概略設計などを通じて検討していかなければならないと考えています。</li> </ul>
② 公道よりも私道が多い。実施したい意向があっても、公道のみが条件になると一つの街区が広くなり、対策の実施が難しくなるのでは。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 私道の取り扱いは、地域の意向や地下水を下げるために必要な集水管の配置などを検討する概略設計や試験施工などの結果などを踏まえ、今後、相談させていただきたいと考えています。</li> </ul>
③ 街区は、自治会単位で構成するのか。街区は決まっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 街区は公道で囲まれた最小の単位としているため、必ずしも自治会単位で構成されるものではありません。</li> <li>➤ 公道で囲まれた範囲が基本となりますが、最終的には、地域の意向や意向確認アンケートの結果及び試験施工・概略設計の結果などを踏まえ、市が総合的に勘案して決定します。</li> </ul>
④ 小規模の街区になっても事業を実施するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国の補助条件を満たせば実施できると考えています。</li> </ul>
⑤ 街区内の戸数が10戸未満だと実施できないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国の補助要件では、街区面積3,000㎡以上、10戸以上の家屋が最小単位となります。</li> <li>➤ 10戸に満たない街区、あるいは3,000㎡未満の街区については、隣接する街区などに範囲を広げることで施工可能になる可能性があります。</li> </ul>
⑥ 複数の自治会にまたがる街区もあるがどうするのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業は、自治会単位ではなく街区単位で実施することから、街区ごとの土地所有者の意向に基づき実施することになります。</li> <li>➤ そのため、一つの街区が複数の自治会にまたがる場合もあります。</li> </ul>
⑦ 市道を挟んで向かい側は何も被害がないという状況で、もう少し小さな街区で実施できないか。また、売地になっているところも含まれるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業は、街区面積3,000㎡以上、かつ10戸以上の家屋があることが国の補助要件となっているため、補助要件に満たない小さい街区については、隣接する街区と一緒に実施することを検討する必要があると考えています。</li> <li>➤ 街区内の全ての土地が当該事業の対象となるため、売地も含まれます。</li> </ul>

4-3 個人での対策について	
① 個人の地盤改良でおすすめの工法はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 個人の液状化対策の傾向として、建物の下のみ対策するケースが多いようです。</li> <li>➤ 地盤改良は、費用をかけた分だけ効果が見込めるとは思いますが、リスクと費用を勘案して選択する必要がありますと思われる。</li> <li>➤ なお、市では特定の工法を示すことはできないため、ハウスメーカーなどの専門業者への相談や、インターネットでの検索をお願いいたします。</li> </ul>
② 市は、地下水位を低下させている 30 年間に個人で対策をするという合わせ技のような対策と考えているが、個人が対策を行う場合の助成などは検討しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ まずは街区単位の本事業で面的な対策を進めていきたいと考えているため、個人での実施対策に関する新たな助成制度などの検討は行っていません。</li> <li>➤ 現時点での個人への支援としては、液状化被災宅地等復旧支援事業がありますので、お気軽にご相談いただければと思います。</li> </ul>
4-4 固定資産税との関係について	
① 固定資産税の意味は、その土地を使用するための対価として、市から公共的なサービスや環境整備を受けるために支払う税金ではないのか。公平性の観点と言うが、固定資産税を払っていて、また負担金を支払うのは納得できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内には液状化しやすい土地が多く存在しており、震源が変わればどこで液状化現象が発生するかわからない状況です。</li> <li>➤ 液状化現象が発生しなかった地域においても将来に備えた対策の必要があります。</li> <li>➤ 本事業は、液状化現象により、家屋の被害が大きく、かつ集中していた江南区と西区を対象エリアとして限定しているため、その対象となるエリア内外とで不公平感が生じます。</li> <li>➤ また、事業対象エリアの中でも、公道に囲まれていて事業が実施できる街区と公道に囲まれず、事業が実施できない街区が存在していることから、不公平感が生じることになります。さらに負担をゼロとした場合には、その不公平感はさらに高まるものと考えられます。</li> <li>➤ そのため、事業を実施するエリアに負担金をお願いしたいというのが本市の基本的な考え方です。</li> </ul>
4-5 説明会に関するご意見	
① 説明会の資料は、あらかじめ自治会に配布してもらえれば、事前に勉強したり調べたりすることができ、説明会がより有意義なものになると思うので可能であればお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 資料については、ホームページで公開しています。</li> <li>➤ 今後は、地域向けの「かわら版」のようなものの作成を検討し、情報を共有できるようにしたいと考えています。</li> </ul>
② さらに理解を深めるために、ワークショップのような形で、5～10 人くらいの小さな単位での説明をお願いすることは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ お声掛けをいただければ、ご希望に応じた対応を検討します。</li> </ul>
③ 概略設計後にも説明会を実施するか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現時点では、意向確認アンケート後の次の段階となる同意取得に関する説明と合わせて概略設計の内容については説明したいと考えています。</li> </ul>
4-6 その他	
① 今回被害のなかったエリアは地下水位が低いということか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今回被害が発生しなかったところが必ずしも液状化しにくい地盤ではないと考えています。</li> <li>➤ 今回の能登半島地震では、震度 5 強と 5 弱のエリアに分かれ、液状化の被害が大きかった江南区や西区は、震源地により近いエリアであり、震度も 5 強のエリアでした。</li> <li>➤ 震源の位置や震度が変われば、液状化の発生エリアも変わってくると想定されます。</li> </ul>
② 昭和 39 年の新潟地震では、山の下や下町でも液状化被害が大きかったと認識している。今回はどうだったのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ この度の地震によって、新潟地震で液状化被害を受けたエリアで液状化現象は発生しましたが、被害エリアは点在し、かつ被害の規模も一様ではなかったものと認識しています。</li> <li>➤ 今回は、寺尾周辺、黒埼、天野地区において被害が大きく、かつ集中しましたが、震源の位置や震源地などによって、同じ市内でも被害のエリア、規模などは異なるものと考えています。</li> </ul>